

国家戦略特区ワーキンググループ 御説明資料

平成27年4月17日
文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局

我が国における義務教育の改革の方向性

- 我が国の義務教育については、昭和22年に制定された学校教育法に基づき、小学校・中学校等において実施する仕組が確立。
- この義務教育の仕組に関し、第一次安倍政権の下で、平成18年の教育基本法の全部改正、平成19年の学校教育法等の改正により、義務教育の目的・目標を新たに定めるなど抜本的に改革。
- 現在文部科学省では、これに沿って、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学びいわゆる「アクティブラーニング」の充実を目指す学習指導要領の改訂や、教員養成・研修の見直しなど様々な教育改革を実施中。

義務教育の目的・目標

■教育基本法

第五条 (略)

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3～4 (略)

■学校教育法

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、(中略)次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

小学校の目標

■学校教育法

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

中学校の目標

■学校教育法

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

今般、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について諮問を行うものであります。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

- 育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうあるべきか。その際、特に、現行学習指導要領で示されている言語活動や探究的な学習活動、社会とのつながりをより意識した体験的な活動等の成果や、ICTを活用した指導の現状等を踏まえつつ、今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるか。また、そうした学びを充実させていくため、学習指導要領等において学習・指導方法をどのように教育内容と関連付けて示していくべきか。

ICTを活用した新たな学びの実現について

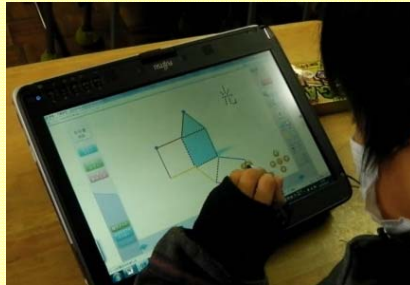
- ICTの活用により、子供の興味関心を高め、子供たちが分かりやすい授業を実現。
- 主体的・協働的な学びを通じて、一人一人の個性や能力を発揮できる新しい学びを創造。

学習への関心・意欲を高める学び



- ・画像を拡大したり書きこみながら分かりやすく説明し、学習意欲を高める
- ・学習内容のイメージを深める動画等を視聴し、授業への関心を高める

一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)



画面上で図形を拡大・回転しながら、各自で思考を深める



デジタル教科書を使った英単語の発音練習により個々に学習を進める



取材内容を写真と文章でまとめ、情報収集力と表現力を高める

つながり、広がる学び



- ・遠隔地間の双方向型授業により教育の機会を提供する
- ・学校外の教育資源を活用し、教育活動を充実する

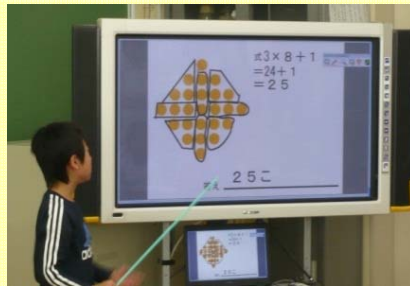
子供たちが教え合う学び(協働学習)



図形を画面上で拡大・回転させながら話し合い、互いに考えを深め合う



各自の考えを電子黒板に転送し、多様な考えを一瞬で共有できる



各自の考えを発表し、話し合うことで学習内容への理解を深める

授業と家庭学習が連動した学び(いわゆる反転学習)



家庭での学習(※)

授業の実施(※)



家庭等で翌日の授業内容に関する動画を見て知識の習得を行い、学校の授業においては予習を前提としたグループ学習や発展学習等を行う

人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

平成27年度予算額 142百万円(新規)

課題・背景

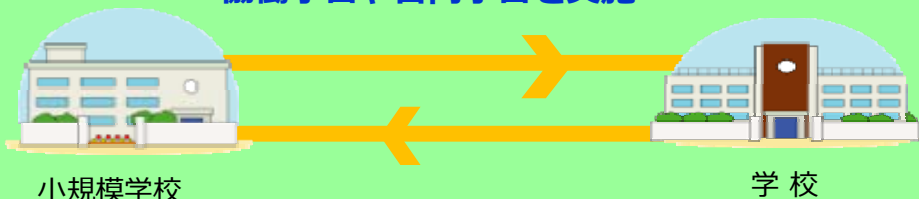
我が国の人口減少が加速化することが確実視されている中、将来的に全国各地において現行の学校規模を維持することが困難な人口過少地域が増加することが予想されている。併せて、社会教育においても同様に地域人材が不足しており、今後、そのような地域における教育水準の維持向上が課題となることが予想される。【在学者数推移(小・中・高) 昭和23年 約1,677万人 昭和60年 約2,263万人 平成25年 約1,356万人】(学校基本調査より)

事業概要(イメージ)

過疎化や少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の学びの充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施する。(3年間)

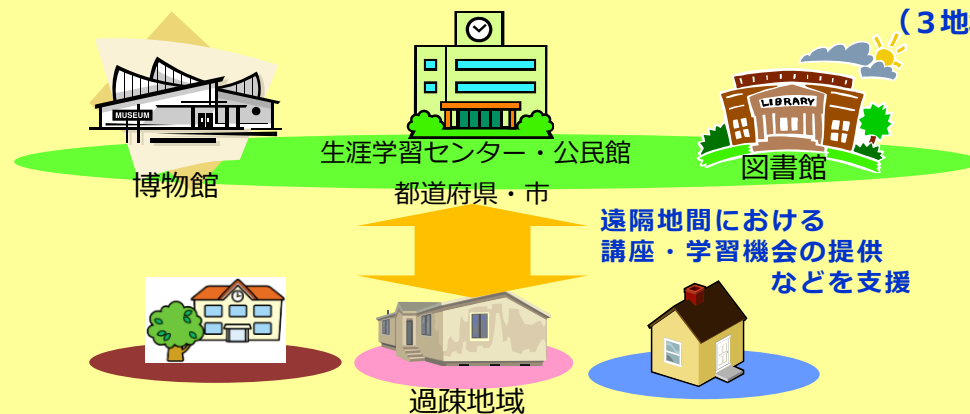
<学校教育におけるICTを活用した実証研究> (小中等 9地域)

遠隔地間における双方向型の
協働学習や合同学習を実施



人口過少地域の学校教育の維持向上を図るため、指導方法の開発や教育効果の在り方などに関する実証研究を実施

<人口過少地域におけるICTを活用した社会教育実証研究> (3地域)



人口過少地域の社会教育の維持向上と地域コミュニティの活性化を図るため、ICTを活用した社会教育の実証研究を実施

小規模学校における学びの質の維持向上

人口過少地域における社会教育の質の維持向上

人口過少社会における学校教育及び社会教育の質の維持向上
地域コミュニティ機能の存続及び活性化

「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行っている場合の指導の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付初等中等教育局長通知）の概要

背景

不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
- ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている者がおり、このような者に対する支援が求められている。

対応

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、校長は指導要録上出席扱いとすることができる

（その学習活動が学校復帰に向けての取組であり、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合）

出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ITや郵送、FAXなどの通信方法を活用した学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

【留意事項】

- ・出席扱いすることが不登校の悪化につながらないように留意
- ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの防止
- ・専門家以外の者が対面指導を行う場合には、事前の研修等を行う
- ・出席扱いとすることができる日数は規程等の作成により判断

入院している児童生徒に対する教育

1. 病院内の学級

【教育形態】

病院内又は病院に隣接して設置された学級等に通学する。

- ①特別支援学校の本校、分校、分教室 【学校教育法第72条】
- ②小・中学校の特別支援学級 【学校教育法第81条第3項】

【教育課程】

①特別支援学校学習指導要領又は②小・中学校学習指導要領※による。※特に必要がある場合は、特別な教育課程によることができる【学校教育法施行規則第138条】

【毎日の日課表（例）】

時刻	日課
8:20- 8:35	病棟申し送り
8:40- 9:00	職員打合せ
9:20- 9:30	朝の会
9:40-10:20	1時限
10:20-11:00	2時限
11:10-11:50	3時限
11:50-13:15	昼休み
13:20-14:00	4時限 ※水曜は3時限まで(帰りの会)
14:10-14:50	5時限
14:50-15:00	帰りの会

⇒体調に応じ、WEB授業等を組み合わせた充実した学習を実施することは可能。

2. 訪問教育

【教育形態】

病院内の学級が設置されていない場合や、病室から出られない場合に、特別支援学校の教員が病室を訪問して授業を行う。

【学校教育法第72条】

【教育課程】

特別支援学校学習指導要領による。(特に必要があるときは、特別な教育課程によることができる)【学校教育法施行規則第131条第1項】

【一週間の学習時間表（例）】

授業は年間35週以上にわたって行い、週当たり時数は6時間程度(週3日、2時間ずつ)であることが多い。

	月	水	金
10:00 朝の会	健康観察、朝の歌 前日までの生活内容のふり返し、学校からの連絡を聞く 宿題の提出 生活や学習の目当ての確認、準備物の確認		
10:10	休憩(たんの吸引)		
10:15 教科学習等	1 国語 2 算数 3 理科 4 図画工作	1 国語 2 算数 3 自立活動	1 国語 2 算数 3 社会 4 音楽
11:50 終わりの会	学習のふり返し 次時の学習・準備物の確認、病室での学習課題の確認 終わりの歌		

⇒体調に応じ、WEB授業等を組み合わせた充実した学習を実施することは可能。

【参考】

病院内に特別支援学校が設置する学級数 707学級 (児童生徒数:小・中学部 1,368人、高等部 1,768人)
病院内に小・中学校が設置する学級数 248学級 (児童生徒数:491人) ※いずれも平成24年度(出典:全国病弱虚弱教育研究連盟調査)
訪問教育対象児童生徒数 小学部 1,389人、中学部 798人 ※平成26年5月1日現在(出典:学校基本統計)